

平成16年度愛知県水防計画（案）について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速な行動が必要である。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要である。

水防の第一次的責任は市町村等水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示す愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成16年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事や東海豪雨などで被災した箇所の災害復旧工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、調査により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正して掲載した。

平成16年度重要水防箇所表

		平成16年度		平成15年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き増減	
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)
河川	国	404	172	286	174	12	65	130	63	118	2
	県	508	227	528	232	23	8	3	3	20	5
	市町村	165	105	172	115	7	10	0	0	7	10
	小計	1,077	504	986	521	42	83	133	66	91	17
	海岸	12	30	16	23	11	10	7	17	4	7
	ため池	223	16	237	17	16	1	2	0	14	1
	合計	1,312	550	1,239	561	69	94	142	83	73	11

(2) 指定水防管理団体の名称の一部改正

平成15年8月20日に旧田原町に赤羽根町が編入合併し、新田原市が制定されたため、指定水防管理団体の名称を一部改正し、非指定水防管理団体から赤羽根町を削除した。